

国民健康保険について

国保課 ☎ 65-1230（国民健康保険）

▶資格確認書または資格情報のお知らせを送付します

マイナ保険証を保有していない人やその他特別な事情がある人に新しい資格確認書を7月中に**特定記録**で郵送します。

また、70歳～74歳の人でマイナ保険証を保有している人には、負担割合を記載した資格情報のお知らせを7月中に普通郵便で郵送します。

※有効期限終了後の資格確認書または資格情報のお知らせは、細かく切って処分するか国保課へ返却してください。

▶特別療養費の事前通知について

災害などの特別な事情がないにもかかわらず、1年以上前の国民健康保険料を納付していない人に事前通知書を7月中に送付します。

事前通知書を受領後、一括納付できない理由があるときは、その理由を証する書類と、本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）を持参して国保課までお越しください。

▶入院時などに必要な「限度額適用認定証」の更新手続きについて

74歳以下で国民健康保険に加入している人の限度額適用認定証は毎年8月に更新します。

オンラインシステム導入済みの医療機関などでは、本人の同意があれば限度額適用区分がオンラインで確認できるため、市役所での申請は原則不要です。

8月以降の認定証が必要な人は国保課⑨番窓口までお越しください。なお、来庁が難しいときは、郵送での申請もできます。国保課までご連絡ください。

【受け付け】7月21日(火)～

※更新手続きが8月中であれば交付される認定証は8月1日から有効です。

【申請に必要なもの】

- ・世帯主および認定証が必要な人のマイナンバー（個人番号）がわかるもの
- ・来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）

※別世帯の人が来庁し申請する場合は国保課までお問い合わせください。

子ども・子育て支援金制度が始まりました

▶子ども・子育て支援金制度とは

独身の人や高齢者を含む全ての世代や企業から拠出された支援金を子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世代を社会全体で支える制度です。

制度の詳細はこちら▶▶▶
こども家庭庁 HP



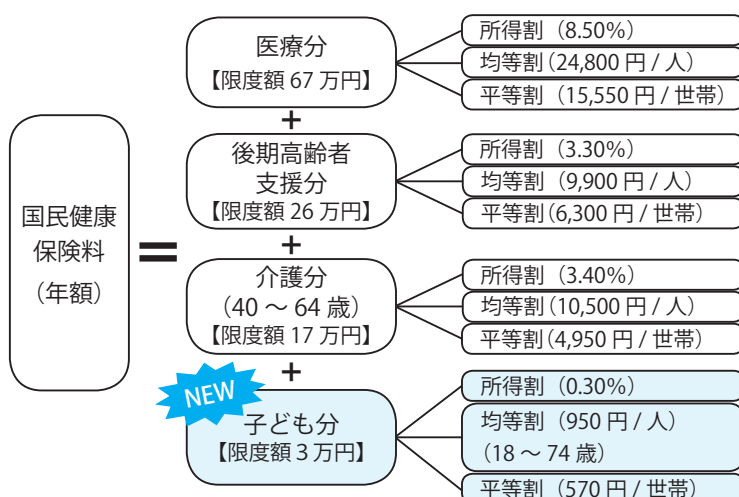
▶国民健康保険料において変わる点

保険料は使われる目的ごとに「医療分」「後期高齢者支援金等分（支援分）」「介護納付金分（介護分）」があり、それぞれ「所得割額」「均等割額」「平等割額」の合計により計算されます。今年度からは、新たに「子ども・子育て支援納付金分（子ども分）」が加わります。

▶国民健康保険料について

保険料率は毎年度見直しを行っています。令和8年度保険料納入通知書を7月中に納付義務者である世帯主へ郵送します。

令和8年度国民健康保険料率



▶資格確認書の送付条件の変更について

後期高齢者医療被保険者全員に資格確認書を交付していましたが、8月から、年齢やマイナ保険証の利用状況などにより、資格情報のお知らせまたは資格確認書が送付されます。

なお、マイナ保険証の利用状況は、資格情報のお知らせまたは資格確認書を作成した時点での情報です。

【資格情報のお知らせの送付対象者】

- 84 歳以下で、マイナ保険証を普段から利用している人
- ※マイナ保険証を直近 1 年間に於いて 6 回以上利用し、かつ直近 3 カ月における利用実績がある人

【資格確認書の送付対象者】

- 85 歳以上の人
- 84 歳以下で、マイナ保険証を普段から利用していない人
- マイナ保険証を持っていない人

【送付方法】

- ・ 資格情報のお知らせ：水色封筒の普通郵便
- ・ 資格確認書（青色）：オレンジ封筒の**特定記録**



資格情報のお知らせか資格確認書のどちらかを7月中に送付します！

▶後期高齢者医療保険料について

今年度の保険料額決定通知書を7月中に送付します。また、新たに「子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども分）」が加わります。保険料は一人一人に等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

子ども分の保険料率は毎年改定を行います。



令和8年度後期高齢者医療保険料率

所得割額 (総所得金額などー 43 万円) × 0.25%	所得割額 (総所得金額などー 43 万円) × 9.79%
+	+
均等割額 1,320 円	均等割額 55,630 円
子ども分 限度額 21,000 円	医療分 限度額 85 万円
↓	↓
保険料 (年額)	

▶納付方法

- ①年金からの天引き（特別徴収）
 - ②口座振替または納付書による金融機関やコンビニなどでの納付（普通徴収）
- 保険料は原則年金天引きとなります。

※前年度と納付方法が変更になっている人もいます。通知書を必ずご確認ください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます（マイナ保険証）！

オンライン資格確認が導入されている医療機関などでは健康保険証利用のマイナンバーカードで受診が可能です。マイナ保険証の利用登録をしていなくても医療機関などにマイナンバーカードを持参するとその場で登録ができます。

65 歳以上の皆さんへ

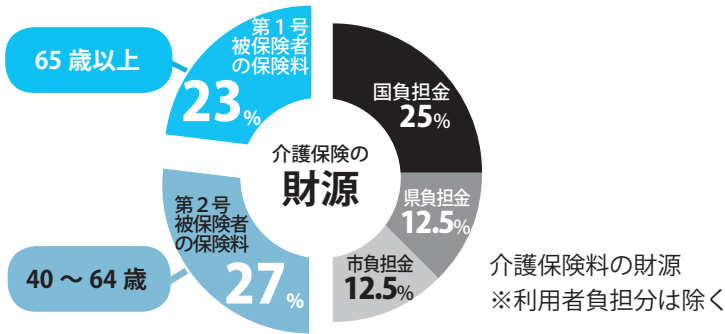
納めて安心！ 介護保険料

介護福祉課 ☎ 65-1241

本市の高齢化率は 33.8%（3 月末現在）となり、急速に高齢化が進んでいます。介護保険制度は、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために社会全体で支え合う制度です。

▶介護保険料の財源

介護保険は、40 歳以上の皆さんが納めている介護保険料と公費（国・県・市）を財源として運営されています。皆さんが納める介護保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。安心してサービスが受けられるよう、期限内の納付をお願いします。



▶介護保険料

介護保険の第 1 号被保険者となる 65 歳から、介護保険料を市に納付することになります。
令和 8 年度の介護保険料の決定通知書・納入通知書は 7 月中旬に送付します。

▶介護保険負担割合証（黄色）の更新

現在お持ちの介護保険負担割合証は、7 月 31 日で適用期間が終了します。
新しい介護保険負担割合証を 7 月中旬に送付しますので、ケアマネジャーや施設職員などに提示してください。

65 歳以上の人（第 1 号被保険者）の介護保険料（令和 8 年度）

保険料段階 (保険料率)	対象者の内容		保険料 年額
第 1 段階 (基準額× 0.285)	本人が住民税非課税 世帯	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者または合計所得金額*と課税年金収入額の合計額が 82 万 6 千 5 百円以下	21,500 円
第 2 段階 (基準額× 0.485)		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 82 万 6 千 5 百円超かつ 120 万円以下	36,600 円
第 3 段階 (基準額× 0.685)		上記 2 段階以外	51,700 円
第 4 段階 (基準額× 0.90)		世帯内には住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 82 万 6 千 5 百円以下	68,000 円
第 5 段階 基準額		上記第 4 段階以外	75,600 円
第 6 段階 (基準額× 1.20)	本人が住民税課税	合計所得金額が 120 万円未満	90,700 円
第 7 段階 (基準額× 1.30)		合計所得金額が 120 万円以上かつ 210 万円未満	98,200 円
第 8 段階 (基準額× 1.50)		合計所得金額が 210 万円以上かつ 320 万円未満	113,400 円
第 9 段階 (基準額× 1.70)		合計所得金額が 320 万円以上かつ 420 万円未満	128,500 円
第 10 段階 (基準額× 1.90)		合計所得金額が 420 万円以上かつ 520 万円未満	143,600 円
第 11 段階 (基準額× 2.10)		合計所得金額が 520 万円以上かつ 620 万円未満	158,700 円
第 12 段階 (基準額× 2.30)		合計所得金額が 620 万円以上かつ 720 万円未満	173,800 円
第 13 段階 (基準額× 2.40)		合計所得金額が 720 万円以上	181,400 円

介護保険料は、前年の所得を基に算出しています。
※令和 8 年度の介護保険料は、税制改正前の給与所得控除額で算定します。また、本人や世帯の市町村住民税課税状況についても同様に、改正前の控除額で判定します。
※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで。